

令和4年12月
北本市子どもの権利擁護委員 原田 茂喜
安 ウンギョン

子どもの権利擁護出前授業・講座に関わる講師派遣について

皆様におかれましては、日頃より北本市子どもの権利擁護委員（以下、「権利擁護委員」といいます。）の活動へのご理解、ご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、北本市では、埼玉県で先駆けて、令和4年10月1日「北本市子どもの権利に関する条例」を施行しました。

この条例は、子どもの権利の内容を明らかにし、その子どもの権利を守るための仕組みを定めることで、子どもの権利を保障します。北本市の全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現することを目的としています。

この先駆的条例を、広く北本市の子ども、保護者の皆様を含む市民の皆様に知っていただくために、出前授業・講座を実施することを下記のとおり計画いたしました。

積極的なご活用をお願いいたします。

記

- 1 内容
 - ・人権に関すること全般
 - ・北本市子どもの権利条例について
 - ・子どもの権利条例の理解および相談、救済活動について
 - ・いじめ、児童虐待など権利侵害に関すること
 - ・子どもにやさしいまちづくりについて 等授業・講座の形式や時間について、ご相談に応じます。
- 2 費用 講師派遣、資料に関する費用は、無料
会場費、その他の費用は、申し込み団体でご負担願います。
- 3 対象者 子ども、大人、教育関係者等対象者に限定はありません。
- 4 申し込み 希望日時、場所、担当者のお名前と連絡先を北本市人権推進課までご連絡の上、申込書をご記入ください。申込書は、ホームページに掲載しています。
その他、疑問点等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。
連絡・問合せ先
TEL 048-594-5506 FAX 048-592-5997
Mail kodomo-kenri@city.kitamoto.lg.jp